

池尻・三宿地区広報板設置場所一覧 【22箇所】

No.	広報板番号	所在地
1	1-01	池尻2-3
2	1-02	池尻1-7-2
3	1-07	池尻2-4-10
4	1-08	池尻2-5-8
5	1-12	池尻2-31-7
6	1-13	池尻3-1 ※
7	1-15	池尻3-10
8	1-16	池尻3-10-10
9	1-18	池尻3-19-13
10	1-20	池尻3-21-4
11	1-21	池尻3-27-21
12	1-22	池尻3-28-8
13	1-25	池尻4-2
14	1-26	池尻4-10-7
15	1-29	池尻4-27-33
16	1-30	池尻4-29-19
17	1-32	三宿1-8-8
18	1-33	三宿1-12-6
19	1-36	三宿1-16-25
20	1-41	三宿2-27-20
21	1-42	三宿2-26-11
22	1-43	三宿1-8

※利用できるのは広報板の右半分（地域コーナー）になります。

※掲示期間は遵守していただき、期間終了後速やかに剥がしてください。

※令和8年9月8日（火）～令和12年3月ごろ（予定）の期間は、三菱UFJ銀行池尻クラブ前の広報板は使用できません。

池尻まちづくりセンター
令和6年1月改定



区広報板（地域コーナー）の利用について

— 掲示物について —

1. 掲示物の大きさは **A4サイズ**までです。
2. 原則として、**事業等の開催場所が区内のもののみ** 掲示できます。
3. 行事等に参加するときに **費用が必要な場合、金額が妥当であるとともに額の明示を必ずしてください。**

— 広報板の利用について —

1. 次に掲げるものは、掲示することができません。
（１）営利を目的にするもの
（２）政治活動または宗教活動を目的にするもの
（３）管理上支障があるもの
2. 利用の申込みは掲示希望日の10日前から、**掲示期間は原則10日間**です。
3. 広報板への掲示は、裏面の広報板配置図を参考に自分たちで掲示してください。
また、掲示期間終了日までに必ず自分たちではがしてください。
※剥がし忘れが多い団体は承認しない場合があります。
4. 掲示部分は、**広報板右側のスペース（地域コーナー）**です。
広報板の中には「町会・自治会コーナー」が設けられているところがあります。
このコーナーに掲示することはできません。
5. **画鋸は使用しないでください。** ホッチキス等をご使用ください。
使用したホッチキスの針等の散乱による事故発生や掲示物の放置による
美観低下にご配慮願います。
6. 広報板によっては、既存掲示物がいっぱいでは掲示することができない
場合がありますがご了承ください。他団体の掲示物は、例えば掲示期間が
過ぎているものであっても、はがさないでください。
7. 上記1～6に反した場合は、掲示物を処分させていただくとともに、
次回以降の申請を承認しない場合があります。
8. ご不明な点がありましたら、下記窓口にお問い合わせください。
窓口：池尻まちづくりセンター（Tel：3413-1843）

